

事務連絡
令和2年7月1日

各都道府県地方創生担当部局
各都道府県市町村担当部局 御中
各政令指定都市地方創生担当部局

令和2年度地方大学・地域産業創生交付金に係る申請等について
【新規申請分（新たな申請枠）】（第2回）

内閣府地方創生推進事務局

平素より、地方創生の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方大学・地域産業創生交付金（以下「本交付金」という。）は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画（以下「計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金として、令和2年度当初予算においては72.5億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金（22.5億円）及び地方創生推進交付金活用分（50億円）の合計）を計上しています。

今年度からは、通常の申請枠に加え、約半年をかけて有識者で構成される「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）・内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）等による実施計画の作成支援を行う「新たな申請枠」（以下「本申請枠」という。）を設けており、5月末に一度申請を締切りましたが、地方公共団体において新型コロナウイルス感染症による影響により、十分に申請準備を行えない状況にあった等の声があったことを踏まえ、今般、第2回目の公募を実施することとなりました。

本申請枠は、現状では実施計画に係る検討が十分には進んでいないものの、地域の特色ある産業クラスターや大学改革にポテンシャルがあり、今後の展開に期待ができる計画について、評価委員会による評価等を経て実施計画の作成を支援するものです。本申請枠への応募を御検討されている場合は、実施計画案の練度に依らず事務局まで前広に御相談いただければと考えております（都道府県を介していただく必要はありません）。

なお、通常の申請枠に応募される場合は、重複して本申請枠への応募はできません。また、実施計画が最終的に認定された場合、交付金の交付は令和3年度からとなる点御留意ください。

記

I. 申請・審査プロセスとスケジュールについて

別紙「新たな申請枠（計画作成支援枠）（令和2年度第2回公募）の申請・審査プロセス」の通り。

II. 実施計画案の説明資料の提出について

○提出資料について

別紙「令和2年度地方大学・地域産業創生交付金 説明資料（新たな申請枠）」（以下、「提出資料」という）にて資料を作成・提出ください。また、事業責任者、中心研究者、トップレベル研究者等を含む事業の推進体制や事業の実施内容等については、今後、評価委員会・事務局との協議事項となりますことを御留意の上、作成ください。

事務局からの依頼の無い限り、その他の資料については添付しないようお願いします。

○提出方法について

下記提出先メールアドレスへの電子メールによる受付のみとさせていただきます。提出に当たっては、提出資料を PDF 形式にした上で、ファイルの名称は「地方公共団体名＋説明資料（新たな申請枠）」とし、メール送信ください。」

III. 事前相談について

令和2年度第2回公募の申請に向けた事前相談の日程は、別紙「新たな申請枠（計画作成支援枠）（令和2年度第2回公募）の申請・審査プロセス」の通りです。なお、本交付金に関する一般的な相談については随時受付けていますので、事務局までお問い合わせください。

○面談・TV会議での事前相談

- ・実施日 : 平日 10 時～12 時、13 時～17 時（30 分～1 時間程度）
- ・資料 : 関係資料を事前に送付ください（申請資料は不要です。）
- ・申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、複数の候補日、御連絡先及び御参加予定者を御連絡ください。
- ・申込締切り : 実施希望日（最も早い日程）の3 営業日前
- ・備考 : 当面の間、TV 会議により実施させていただきます。面会での会議をご希望の際は、別途、ご相談下さい。なお、TV 会議は、Skype for Business により実施します（Web ブラウザが使用できる環境であれば、専用のソフトウェア等は基本的に不要です）。

また、当事務局が委託する専門調査機関（以下「調査機関」という。）の担当者が同席する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○メールでの事前相談について

- ・申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、具体の相談・質問事項をお送りください（可能な限り、関係資料を添付ください）。
- ・備考 : 回答等に当たり、調査機関へ資料等を提供する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

IV. 審査の観点について

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針（平成30年6月1日内閣総理大臣決定）」に定める基準を現時点でどの程度満たしているかということ、地域としての「本計画上の課題」を適切に認識できているか、今後計画作成支援を行った際にどの程度レベルアップを期待ができるかといった観点を中心に審査をします。計画作成にあたっては以下の観点を中心に御検討ください。なお、申請様式に各項目にも記載いただきたい事項について付記していますので御確認ください。

- ・ 事業が世界レベルのものを目指しており、「産学官金」の連携で地域に特色ある産業クラスターができるか
- ・ その上で、特色ある大学づくりと地元の若者の雇用創出が期待できるか
- ・ その中で、中核となる企業が将来の自らのビジネスとして相応のリスクをとって大学や地域の中小企業を引っ張っているか
- ・ 事業で強化する大学の研究機能が明確であり、人材面・予算面で将来の自立性が明確になっているか
- ・ 事業を推進する責任者が明確になっていて本気度がどうか

V. 評価結果及び評価委員の公表等について

評価結果については、第一次審査後に応募件数並びに通過件数を、本審査後に採択件数及び採択地方公共団体名について公表します。また、評価委員会は外部からの働きかけを防ぎ、公平・公正な立場から評価いただくため、交付決定までは委員名を非公表とする予定です。なお、委員名を非公表としている間に、審査を通じ、申請団体又はその関係者が何らかの形で個別の委員名を知ることとなった場合においても、委員への働きかけはお控えください。

また、審査の過程において、必要に応じて、事務局又は調査機関から、追加の資料の御提出等をお願いする場合がありますので、可能な限り御対応いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ・提出先>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

メール：sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp

電話：03-6257-1405

担当：吉元、矢野、片貝、井筒

※本件に関する問合せや、事前相談の申込み等については、情報、回答の統一的整理のため、原則として、メールで御連絡いただきますようお願いいたします。

※メールを受信した旨は、原則として、翌営業日までにお知らせします。翌営業日までに受信の連絡が無い場合は、必ず事務局に御確認ください

新たな申請枠（計画作成支援枠）（令和2年度第2回公募）の申請・審査プロセス

申請・審査プロセス	内容	日程
① 申請に向けた事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・面談、TV会議、メール等により実施（回数制限なし）【必須】 ・30分～1時間程度、事務局及び専門調査機関から助言を行う 	令和2年7月1日（水） ～10月16日（金）
② 申請	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施計画案の説明資料」を提出 	10月19日（月） ～10月20日（火）17時
③ 第一次審査・結果内示	<ul style="list-style-type: none"> ・書面評価及び面接評価（プレゼンテーション）を実施 ・有識者の評価委員会にて、計画作成支援を行うかどうかを判断 	10月下旬 ～令和3年1月頃
④ 計画作成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会及び事務局との意見交換を行い、計画を作り上げる 	令和3年1月頃 ～4月頃
※赤枠内は新たな申請枠のみのプロセス		
⑤ 本申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の「推進会議」での協議を踏まえ「実施計画」を提出 	令和3年4月下旬頃
⑥ 本審査・結果内示	<ul style="list-style-type: none"> ・書面評価、現地評価、面接評価（プレゼンテーション）を実施 ・原則として、面接評価は首長及び事業責任者、中心研究者等が対応 	令和3年5月～6月頃
⑦ 「法に基づく計画」の認定申請・交付金の交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の「推進会議」での協議を踏まえた「法に基づく計画」と交付金の交付申請書を提出 	令和3年7月下旬頃
⑧ 計画認定及び交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が評価委員会による評価を踏まえ、認定し、交付決定へ 	交付決定 令和3年8月下旬
※青枠内のプロセスの詳細については通常の申請枠の事務連絡を参照		

※新たな申請枠への応募は事前相談が必須となります。事前相談がない場合は、申請を受け付けられませんので御留意ください。

※事前相談において、採択等の可否についてお答えすることはできません。

※第一次審査について、書面評価の結果等を踏まえ、面接評価の対象団体を限定する場合があります。

※第一次審査の通過は、最終的な計画認定を保証するものではありません。計画作成支援期間及び本審査において、計画の練度が十分でない判断された場合は不採択となりますので御留意ください。